

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等 個別表

法令名	学校教育法第134条第2項				
法令番号	C22-026	根拠条項	134-2	担当課	私学課
許認可等の種類	私立各種学校の設置認可				
<p>〔審査基準〕</p> <p>別紙「私立各種学校設置認可審査基準」による。</p>					
<p>〔標準処理期間〕</p> <p>計画書 ・各種学校の開設年度の前々年度の12月20日まで。</p> <p>申 請 ・各種学校の開設又は収容定員に係る学則変更年度の前年度の5月31日まで。</p> <p>認可・不認可 ・各種学校の開設又は収容定員に係る学則変更年度の前年度の3月31日まで。</p>					

(部局名：環境生活部)

私立各種学校設置認可審査基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 知事が、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下、「法」という。）第134条第2項の規定による私立各種学校（以下、「各種学校」という。）の設置認可を行う場合には、同法、同法施行令（昭和28年政令第340号）、同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）並びにその他関係法令の規定によるほか、この私立各種学校設置認可審査基準（以下、「審査基準」という。）により審査する。

(自己評価等)

第2条 各種学校は、その教育水準の向上を図り、当該各種学校の目的を実現するため、当該各種学校の教育活動その他各種学校運営の状況について自ら適切な項目を設定し、適当な体制により当該項目の点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 各種学校は、前項の規定による点検及び評価の結果について、当該各種学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第3条 各種学校は、当該各種学校の教育活動等について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 各種学校の設置認可

(名称)

第4条 各種学校は、法第1条に規定する学校及びこれに類似する名称又は私塾等に類似する名称を使用してはならない。

2 各種学校の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設の各種学校の名称と同一ではなく、まぎらわしくないものでなければならない。

(立地条件)

第5条 各種学校の立地条件は、その位置及び環境等が教育上及び保健衛生上適切なものであり、他の各種学校と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものでなければならない。

(開設の時期)

第6条 各種学校の開設日は、原則として4月1日とする。

(教員)

第7条 教員については、各種学校規程第8条の規定による。

(施設及び設備)

第8条 校地、校舎等は、原則として自己所有であり、かつ、負担附でないものでなければならない。ただし、次のいずれかに該当し、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 国又は地方公共団体から借用するとき。

(2) 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合で、借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であるとき。

(3) 校地の借用については、借地権が登記されていること。ただし、国又は地方公共団体からの

借用については、この限りでないこと。

2 校地、校舎その他の施設については、各種学校規程第9条及び第10条に定める面積基準等の基準によるものとする。

第9条 各種学校規程第11条に規定する設備は、自己所有でなければならない。ただし、各種学校規程第10条第4項に規定する場合又はリース契約による使用が常態となっている設備で、かつ教育上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 各種学校には、その規模に応じて、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

3 各種学校には、その規模に応じて、防火及び消火に必要な設備を備えなければならない。

第3章 収容定員に係る学則変更認可等

(収容定員に係る学則変更認可)

第10条 各種学校の収容定員に係る学則変更の認可については、第5条から第10条までの規定を準用する。

第4章 申請手続及び標準処理期間

(各種学校の設置認可)

第11条 各種学校の設置認可を受けようとするもの（以下この条において、「申請者」という。）は、開設年度の前々年度の12月20日（12月20日が休日等に該当するときは、当該休日等の翌日。以下同じ。）までに、別に定める各種学校設置計画書を県の担当機関に提出し、協議しなければならない。

2 申請者は、前項の各種学校設置計画書の内容に変更を生じた場合は、別に定める各種学校設置計画変更協議書を速やかに県の担当機関に提出しなければならない。

3 県の担当機関は、各種学校設置計画書を受理したときは、三重県私立学校審議会に報告するものとする。

4 申請者は、別に定める各種学校の設置認可申請書（関係書類を含む。以下この条において「申請書」という。）を開設年度の前年度の5月31日までに、知事に提出しなければならない。

5 知事は、適正な内容の申請書を受理した後に、内容を審査し、三重県私立学校審議会に諮問するものとする。

6 知事は、各種学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設年度の前年度の3月31日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(収容定員に係る学則変更認可)

第12条 前条第4項から第6項までの規定は、収容定員に係る学則変更認可の場合に準用する。この場合、「設置認可」を「収容定員に係る学則変更認可」と読み替える。

附 則

1 この審査基準は、平成14年10月18日から施行する。

2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

1 この審査基準は、平成16年8月20日から施行する。

2 この審査基準の施行前に提出された申請にかかる認可については、なお、従前の例による。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和5年4月14日から施行する。